

## 【研究論文】

# ファイナイト保険を巡る会計上の諸問題

—保険会計と金融商品会計との区分について—

岡 崎 一 浩 (愛知工業大学)

## I はじめに

保険は国民生活や持続可能な企業活動において不可欠な社会的インフラであるにもかかわらず、社会保険庁による年金問題、一連の保険金不払い問題、少なからぬ保険会社や共済の破綻、重加算税が課される租税回避行為裁判、米国における大手保険会社の粉飾決算事例、高リターン高リスクの再保険商品の存在あるいは含み損リスクをはじめ、保険や年金（以下、保険という）に対する不信が少なくない。それらの信頼回復の手段としては、確かな会計基準のもとで生み出される会計情報を開示することで保険に対する信頼回復を図るのが通例であろうが、現状では保険会計に対する議論が負債の時価評価問題に集中して矮小化している。保険とは何か、その結果としての分かりやすい会計基準や財務報告についての肝心の議論が置き去りにされている。

そこで本稿では、国際財務報告基準(IFRS) 第4号保険契約(insurance contracts)でいう保険会計における保険とは何かを、ファイナイト保険(finite insurance)に焦点を当てて検討するものである。なぜならファイナイト保険は保険商品と金融商品の境界線上に存在するもので、保険の本質を理解する上で格好の議論の材料を提供してくれるからである。IFRS第4号でいう保険会計とは、必ずしも民間営利企業の保険業会計に留まらないので、当然にして簡易保険や共済もその対象になり、その社会的影響は深い。

とりわけ日本の保険会社にとっては、もし首都圏など人口密集地域への地震が襲来すれば多大な保険金支払義務が発生し、保有資産は大幅に下落する可能性がある。しかし、これに対する再保険は禁止的に高い再保険料になっている<sup>1)</sup>。とりわけ、上記の重加算税が課された租税回避行為の事例は日本の地震保険のファイナイト再保険に関する税務訴訟である。また、高リターン高リスクのファイナイト再保険商品によって日本の保険会社が破綻したのは9.11テロの結果であるように、リスクが本当に移転したのかどうかの再検討が必要となっている。保険会社は大数の法則に従うリスクに対応すべきで、大数の法則に従わないリスクについてはデリバティブなどで対処すべきであるし、これを時価主義会計と併せて日本でも導入して、財務諸表をは

キーワード 保険契約、ファイナイト、国際財務報告基準、安全割増

じめとする保険会社への信頼回復が急務であると考える。

## II 国際財務報告基準の動向

IASBは2003年7月31日に公開草案(ED)第5号「保険契約」を公表した。これに対して日本の社団法人生保険協会は2003年10月にED第5号に対して意見書を提出しており、要約すれば次の通りである。

**表1 ED第5号と生命保険協会の意見書の対比表**

	ED第5号	生命保険協会の意見書
1 適用範囲	本会計基準の範囲を保険契約とし、保険会社の金融資産は範囲外。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約だけを範囲とするのではなく、全体として保険会社の財務状態を適切に表わす保険業の会計とすることを提案。</li> <li>●保険会社は負債の長期性に対応する資産を保有しており、資産と負債の測定のミスマッチを回避するための方策を検討すべき。</li> </ul>
2 会計基準	<p>現行の会計基準の適用を認める期間を2006年度までに限定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●しかし現行基準でも、「損失認識テスト」を義務づけ。</li> <li>●さらに、現行基準でも、異常危険準備金や平衡準備金は負債の定義を満たさないから禁止。</li> </ul>	フェーズⅡの検討が2006年度までに終了することを前提としているが、フェーズⅡの方向性に対するコンセンサスは得られていない。フェーズⅠが適用されている間は現行の会計基準を認めるべき。
3 開示	保険負債の公正価値の開示を2006年度から要求。	活発な二次市場の無い保険契約について、信頼性のある公正価値を算出する方法が存在するのか不明である。このような状況の中で公正価値の開示を要求することは、財務諸表利用者に無用の混乱を引き起こす懸念がある。公正価値の開示には反対する。

出典：生保委員会 保険会計部会のHP<sup>2</sup>に、筆者加筆

同上の意見書で、長期負債を抱える生命保険協会は、いわゆる時価主義会計の導入に対しては損益のボラティリティーが増大するとして<sup>3)</sup>反対しており、従来の原価主義の続行を求めたのである。

さらに、生命保険協会は時価主義会計の導入と共に、会計の透明化に大いに寄与するであろう保険的要素と預託金的要素との分離経理について、分離経理そのものに反対意見を送っている。反論の根拠は、フェーズⅠでの承認手続上問題、拡大解釈の恐れのほか、そもそも、保険契約は全体で一つのリスクを受けているとし指摘し、いかなる場合も分離経理を求めるべ

きでないと回答している。

### III 保険会計の特徴

保険会計については、負債の時価評価や全面時価法ばかりが注目されているが、実は、保険の本質にかかわる会計があまり議論されていから、議論の前に、基本的な仕訳を示して特徴を述べたい。

保険加入者（顧客）が1社のみの保険会社の例を以って保険会計を説明する。保険加入者での基本的な会計処理はその支払保険料（例えば毎年100万円）は支払時の費用であり、6年後の受取保険金（500万円）を受取って、保険契約を解約したとする。6回の支払保険料100万円と受取保険金500万円は損益取引である。他方、保険会社にとって6回の受取保険料100万円は収益になるが、しかし、無事故であっても、必要に応じた責任準備金繰入、例えば90万円が繰入費用として必要となって、その結果が貸借対照表で責任準備金という負債が90万円だけ増加する。保険料100万円に関しては、支払側から費用取引となる取引の下記の6回の取引

（借方）費用：支払保険料 100 （貸方） 資産：現金預金 100

が、結果的には、保険会社側では次の6回の損益取引10万円と非損益取引90万円を構成することとなる。

（借方）資産：現金預金 100 （貸方） 収益：保険料収入 100

（借方）費用：責任準備金繰入  
90 （貸方） 負債：責任準備金 90

上記の2行の仕訳を純額表示すれば、次の仕訳が6回発生することとなる。

（借方）資産：現金預金 100 （貸方） 負債：責任準備金 90  
損益：営業利益 10

6年後に保険会社では保険金の支払500万円が発生すると、次の仕訳が発生する<sup>4)</sup>。

（借方）費用：責任準備金 500 （貸方） 資産：現金預金 500

以上の取引を一覧表にすれば以下の表2の通りである。

表2 保険に係わる仕訳例（金額単位：万円）

	保険加入者				保険会社（純額表示）			
	借方		貸方		借方		貸方	
1年目の保険料支払	支払保険料	100	現金預金	100	現金預金	100	責任準備金 営業利益	90 10
2年目の保険料支払	支払保険料	100	現金預金	100	現金預金	100	責任準備金 営業利益	90 10
3年目の保険料支払	支払保険料	100	現金預金	100	現金預金	100	責任準備金 営業利益	90 10
4年目の保険料支払	支払保険料	100	現金預金	100	現金預金	100	責任準備金 営業利益	90 10
5年目の保険料支払	支払保険料	100	現金預金	100	現金預金	100	責任準備金 営業利益	90 10
6年目の保険料支払	支払保険料	100	現金預金	100	現金預金	100	責任準備金 営業利益	90 10
6年目末の保険金の受取	現金預金	500	受取保険金	500	責任準備金	500	現金預金	500

上記で明らかなように、保険では、保険加入者側では損益計算書の純利益に与える影響としては100万円が6回と500万円が1回あるが、保険会社側では10万円が6回出現するに止まる。これが金銭貸借であれば貸し手と借り手とは同額の資産負債が増減するだけで当期純利益には影響がないし、また、これが贈与であれば同額の費用収益が両者において発生するだけであり、保険のように両者に対して異なった純利益への影響があるものではない。言い換えれば、保険会計では、保険料支払時には保険加入者の費用取引を保険会社の負債の増加取引に転換できる作用があり、保険金支払時には保険会社の負債の減少取引を保険加入者の利益とする作用を有する取引である。

保険会社は、このようなスキームを多数の保険加入者に対して実施することで大数の法則によるリスク分散が働き、あるいは再保険に加入してリスク移転を図り、責任準備金への繰入を最小限に留めることができるから、社会全体のリスク分散やリスク移転に寄与しているのであって、会計基準や税法でも上記のような会計処理が容認されている。

#### IV 安全割増の存在

保険契約で、一定の安全度を見込んだ上で安全割増(safety margin)といわれる部分を加算した保険料を設定するのが一般的である<sup>5)</sup>。例えば保険料を設定する場合、過去の経験値に一定

の余裕を上乗せし、不確実な数値を用いるリスクに備え、後日に保険料を過大徴収したことが判明すれば返戻（へんれい）金で還元する仕組みである。これには契約者配当金とも呼ばれるが、保険会社の安定経営の目的のみならず、さらには保管加入者のモラルハザードの抑制にも寄与できるとの副次的効果も期待できる。

会計的には、この安全割増の取り扱いが議論尽くされていない。この過大徴収する安全割増は、基本的には保険料というよりは預託金（deposit）であるとも考えられる。ただし、保険契約期間が経過した事後でないと、通常の保険の部分と預託金の部分とが正確に分離（ unbundling ）できない側面も有する。

そこで、責任準備金を単純に統計確率的にのみで求めた場合と比較すれば、安全割増の部分が過大な保険料徴収分として収益となって計上され、いずれ返戻金で還元されることとなる。つまり、保険加入者にとっての安全割増の部分の会計的性格であるが、現行の会計では、支払い時に費用、保険料の受取時にその部分も受取保険料となり、結局、利益が蓄積されて、配当支払い時に支払返戻金とされる。

これとは別に、より利益前倒し計上の方法として、保険商品を販売する努力に対して発生する利益として認識すべきとする管理会計的な会計も理論的には考えられる。保険商品の販売では、契約獲得時に多大な努力を要し、それ以降はそれほどの努力も必要としないから、損益を正しく期間配分するには一理あるが、ここではこの検討は割愛する。

## V ファイナイト保険

統計確率的に求められる保険料以上に徴収される保険料を安全割増といわれる部分であることを前節で明らかにした。では、この正当な安全割増の金額をどのように計算し、仮に必要以上の安全割増を徴収する保険契約があった場合の会計処理をどのように考えるかによって、不当な利益操作や租税回避が可能になる危険が高い。あたかもこの危険が最も高い保険商品がいわゆるファイナイト保険といわれるものである。ファイナイト保険が再保険に応用されたものをファイナイト再保険、あるいはファイナンシャル再保険と呼ぶが、本稿ではファイナイト再保険を含めてファイナイト保険ということとする。

通常の生命保険においても、満期返戻金を期待して貯蓄と考える消費者行動はよく聞かれる。また、これをセールス・トークとする生命保険会社もめずらしくない。企業においても、ファイナイト保険では、安全割増を異常に高額に設定し、保険加入者は支払保険料を費用とし、後日に受け取る満期返戻金を収益に計上することによって租税回避を実現するスキームが知られている。このスキームでは、保険契約は預託金を費用に人為的に転換するスキームとなる。

ファイナイト保険では保険料の設定は大数の法則（Law of large numbers）によって設定されるのではないことは知られている。つまり、ファイナイト保険では多数の保険加入者の間

でリスクの分散が図られていない<sup>6)</sup>。そもそも大数の法則が当てはまらないような地震保険やPL保険などに対応するために、ファイナイト保険が開発されてきた経緯がある。以下、最も単純な形のファイナイト保険について説明する。

大数の法則が当てはまらないような保険事象に対応するために、通常、ファイナイト保険では長期契約であり、キャンセル不能の契約となっている。保険請求があれば、返戻金が減額される。ファイナイト保険にあっては、全保険契約期間で保険会社の収支が均衡するように保険設計されている。保険契約がキャンセル不能であることから、保険加入者にはキャッシュ・アウトフローが義務化されており、一種の定期積立預金を行っているのと経済的な効果は同じである。途中で仮に保険事故が発生した場合には、その積立金額が引き出せ、さらに緊急借入(Loss finance)が可能になっている。

その保険金と称するものが実質的には経済的な緊急融資であると言える証拠は、実務上、その借入相当分の保険金には何らかの借入金利相当額が徴収されるのが少なくないからであるからである。

ファイナイト保険は、保険加入者には預託金を費用に変換させる作用があるが、保険会社にとっては実質的な借入金を収益に変換させる作用がある。これを利用したのが後述のAIGによる粉飾事件である。

リスク対応には保険以外にも、リスク対応デリバティブ組み込み型の金融商品がある。例えば、株式会社オリエンタルランドが発行した地震債では、同社は東京ディズニーシーを建設する際に、地震債の手法を用いて地震リスクの移転を行った。債券発行はゴールドマンサックスのアレンジによるもので、元本リスク型債券1億ドルと信用リスク・スイッチ型債券の1億ドルの2種類を発行している。元本リスク型は、一定の地震が発生すると元本及び利息が返還されないが、信用リスク・スイッチ型では、新たにオリエンタルランドが発行する別の長期の社債に振り替えられて償還期限が延びる。

IFRS第4号では、まず保険契約とは重要なリスク移転(significant risk transfer)が認められればその契約を保険契約とし(認められなければ金融商品となる)、次に保険契約とされた場合でも、預託金的要素と保険的要素との分離経理の要否とを規定している。従って、法形式が保険契約でも、重要なリスクを移転しているかどうかと預託金部分の分離の要否とを2段階で問題としている。

実務的に、ファイナイト保険契約は、個々の契約ごとに複雑なスキームとなっており、保険部分と預託金部分とが混在しているような契約となっている。そこで、IFRS第4号は、10項での基準を示している。

	預託金部分の測定が、可能な場合	預託金部分の測定ができない場合
	i ) 預託金部分の測定が(保険部分との勘案しなくとも) 独立に可能。かつ i i ) 社内の経理規定では預託金の部分の資産・負債計上を求めていない。	i ) 預託金部分の測定が(保険部分との勘案しなくとも) 独立に可能。かつ i i ) 社内の経理規定では預託金部分の測定がその会社で何らかの基準で預託金の部分の資産・負債計上を求めている。
IFRS第4号	(a)	(b)
求める会計処理	分離経理が必要	分離経理は選択
		(c)

次に11項では、上記の(a)「社内の会計規定では預託金の部分の資産・負債計上を求めていない。」とする例を示している。基本的には、(c) 預託金部分と保険部分とが分離不能な場合には分離を禁止し、(a) 分離可能にもかかわらず分離していない場合には分離を強制し、(b) 分離可能であり会社が何らかの方法で取り敢えず分離をしている場合にはIFRSでいう分離経理の方法の外にもその会社の方法を容認している。

さらに12項では、分離経理となった場合には、保険部分にはIFRS(保険商品会計)を、預託金部分にはIAS第39号(金融商品会計)の適用を求めている<sup>7)</sup>。

IFRS第4号では、IG 5では分離経理の計算例を示している。そこでは、返戻金の部分を実質的な預託金であると指摘している<sup>8)</sup>。そこで、それぞれの社内の経理規定に応じて、分離経理の選択か義務かが決まることとなるとしている。

日本においては、このような会計基準はないが、日本の保険業界からIASBへの公開草案に対して、フェーズⅠでの分離経理に反対している。保険契約は全体で一つのリスクを引き受けているのであり、分離経理は出来ない。仮に行つたとすれば契約全体の測定値と分離経理後の各要素の測定値の合計は一致しない。また、分離経理すべきものの定義、分離の範囲などフェーズⅡまでにさらなる議論が必要な論点を残している、としている。

しかし、日本でも現実にファイナイト保険スキームによって損害保険会社が倒産したり、租税回避を行っている現実がある以上、国際的な基準作りの場においてさえ問題の先送りを容認するような議論は許されるものではない。

## VI ファイナイト保険に係る諸問題

### (1) 大成火災

日本においてファイナイト保険は、2001年にファイナイト保険支払義務が露見して破綻した例が知られている。これは大成火災のほか、米国ノースカロライナ州の代理店のフォートレス・リー社を窓口に再保険ビジネスを続けてきた日産火災海上保険およびあいおい損害保険の3社に関するものである。このファイナイト再保険の主な対象は航空機保険で、損失額は大成火災と日産火災が744億円、あいおい損保が979億円にのぼる<sup>9)</sup>。取引開始は1972年以降の安定的な取引で、このスキームでは事故があった場合、いったん契約額は支払われるが、その後、契約期間中に分割払いて全額返済する仕組みである。保険契約の形式をとるが、リスクは移転されておらず、実質的には定期積立預金と借入金分割返済の両方の特徴を持つものであった。

会計上およびリスク管理上では、次の通りである。大成火災らは航空機事故の再保険を引き受け、比較的高収入の再保険料を受けていた。そこで大成火災らはリスク管理のつもりで再々保険を掛けたが、実はいわゆる「保険」ではなく、単なるファイナイト保険であり、そのため「再々保険料」は安く抑えられて、損益には大きく寄与することになった。しかし、リスクが移転していなかったから、巨額のリスクを抱え込んだ上で利益計上を行っていただけであった。あたかも巨額の債務保証を行って、受取保証料を利益に計上したことと同じ結果となつた。従つて、再々保険料を支払ったとする会計処理より、単に預託金を支払ったとする会計処理の方が大成火災の実態をより示していたと考えられるから、最初から本件ファイナイト再保険は重要なリスク移転が認められないとして保険契約ではないとするか、IFRS第4号の求めている分離経理を適用するかであつて、いずれにしても実質的に保険会計を適用したところに根本的な誤りがあつた。

### (2) 東京海上日動火災

東京海上日動火災はアイルランド100%子会社が結んだ地震再保険契約をめぐり、2002年3月期までの5年間に約40億円の所得隠しを指摘された<sup>10)</sup>。まず、東京海上日動が地震保険の保険金支払いリスクを分散するため、当該子会社と再保険契約を締結した。次に、子会社は欧州の大手損保に再々保険をかけ、保険料を経費に計上した。だが、子会社がかけた保険は、地震が起きた場合に保険料の大半が戻るファイナイト再保険で、かつ、保険金を受け取る場合には支払保険料が保険金相当額になるまでは長期の保険契約を解除できない仕組みになっている。これに対し同国税局は東京海上日動が支払った保険料が損金ではなく損金にならない預託金にあたると判断した。

この件は係争中<sup>11)</sup>であるが、ここで問題になっているファイナイト再保険は、IFRS第4号の定義に照らしても保険契約ではない預託金の部分が多額に含まれている。確かに保険的要素は2回

目の大地震が発生した場合には見られるが、そもそも大地震が頻繁に発生する確率はもとより低く、稀な上にも稀な2回目にのみ保険が働くスキームであって、1回目の地震では実質上は単なる融資契約であるから、実質的には預託金と認定されるべきものである。仮に保険と認定されたとしても、別段の社内の経理規定で預託金部分を認識する場合ではない以上は、IFRS第4号で保険商品と預託金との分離経理が義務となるとされるから、預託金部分については費用性がなく、その意味で課税庁の処分は正しい。

本件は再保険の引き受け手が少なく再保険料が高額な日本の地震保険について、自社の海外子会社を利用して、自社の支払保険料を損金経理したものである。これが実質的な内部留保として所得隠しと税務当局から認定されたものであった。確かに地震保険に対する需要は少くないが、本来は大数の法則に乗らない地震保険のような天災に関しては、保険ではなく、地震デリバティブや地震債（キャット・ボンド）などの他のリスク・ファイナンスを利用すべきであり、そこでは保険会計ではなく、時価主義が原則の金融商品会計が適用されるべきものであった。

### (3) A I G

2005年3月に米保険最大手A I Gでの不正会計が発覚した<sup>12)13)</sup>。ほとんど発生しないような事象へのファイナイト保険取引を再保険として引き受け、5億ドルもの再保険収入を計上し、ほぼ同額の準備金を計上する不正会計が発覚した。A I Gは再保険の引き受け（受再）であり、その再保険の出し手（出再）は米再保険大手ゼネラル・リー社で、ゼネラル・リーの元幹部が会社ぐるみでA I Gの会計不正を帮助した。

この場合のリスクのない再保険契約とは、既にゼネラル・リーが5億ドルの保険請求を受けている保険でこれ以上の保険請求がないようなものを、A I Gに再保険として5億ドルで出再する再保険契約である。従って、受再のA I Gは保険加入者に対して、いずれゼネラル・リーに代わり5億ドルの保険金支払いに応じることとなる。実質的にA I Gへの保険リスクは5億ドルで固定されており、リスクは移転していないから、実質的にはゼネラル・リーを貸し手とする単なる5億ドルの融資であった。実質的な融資の期間はA I Gがゼネラル・リーから再保険を受再してから保険請求者に保険金を支払うまでの期間となる。本件での実質的な借り手のA I Gでは、あたかもこれが保険のように、

（借方）現金預金 5億ドル （貸方）保険料収入 5億ドル

（借方）責任準備金繰入 5億ドル （貸方）責任準備金 5億ドル

の2本の仕訳を計上した結果、損益計算書では最終的には保険料収入と責任準備金繰入とは見合いになるものの、とりあえず保険料収入と責任準備金が水増しされるから、A I Gでは保険料収入の増加と言う営業面と責任準備金不足解消という財務面が見かけ上で好転した。この不正会計の目的は、A I GのグリーンバーグCEOらの保身のために利用するものとされる。

日本のミレアホールディングスなど日米欧の有力保険会社40社強も、SECや各州の司法・保険当局から会計疑惑で召喚状を受け、この問題の根深さが指摘されている<sup>14)</sup>。

## VII 結論

IFRS第4号におけるフェーズIの保険契約では、日本の時価主義会計への消極姿勢が顕著である。しかし、既に日本では、時価主義会計に基づいた退職給付会計を採用し、また時価主義会計を採用した場合に起因する含み損益については資本直入法が有価証券、デリバティブあるいは為替換算差額などに採用している。

このような中で悪戯に国際機関での議論を長引かせるのではなく、健全な社会的インフラ整備を再構築すべく、IFRS第4号に沿った時価主義と分離経理で保険会社の財務を明瞭にすべきであり、これが保険への信頼の回復に寄与しよう。

とりわけ日本は地震リスクが大きい。保険会社にとっても、このように大数の法則が働きにくいリスクには通常の保険ではリスク管理が困難である。特に東京海上日動の事件は、再保険の引き受け手が少ない自社の地震保険リスクに対し、低法人税率国の海外子会社を利用して預託金支払を支払再保険料に変換しようとした事件であるが、本来であれば保険会社は保険ではなく、他のリスク対応型金融商品で大数の法則によらないリスクに対応すべきであり、金融商品会計では時価主義が基本であるから、その方が保険会社の財務諸表の明瞭性が増して社会全体の信頼が得やすいと考える。

### 注

- 1) 野田健太郎（2005）「企業の防災マネジメント（経済教室）」『日本経済新聞』2005年04月21日朝刊29。日本経済新聞社社説「切迫する地震へ備え急げ」同2004年1月17日朝刊2では、「昨年三月、世界最大の再保険会社、ミュンヘン再保険（本社ドイツ）が発表した世界の大都市の災害危険度指数が、防災関係者や企業経営者に大きな衝撃を与えた。地震、台風、水害などの災害が発生する危険性と、建物構造、住宅密集度、安全対策の水準で示される都市のぜい弱性、災害で失われかねない資産価値の3つの要素を指数にしたものだ。東京・横浜地区は、710と2位のサンフランシスコ（167）を大きく引き離し1位となった。」と紹介している。
- 2) 生命保険協会（2003）『IFRS公開草案「保険契約」に対するコメント』生命保険協会  
[www.seiho.or.jp/data/news/h15/pdf/031031ikensyo1.pdf](http://www.seiho.or.jp/data/news/h15/pdf/031031ikensyo1.pdf) [www.seiho.or.jp/data/news/h15/pdf/031031ikensyo2.pdf](http://www.seiho.or.jp/data/news/h15/pdf/031031ikensyo2.pdf)
- 3) 日本でも一部に既に採用されているいわゆる包括利益の考え方を採用すれば、当期利益には影響を及ぼさないから、利益のボラティリティーを主張の根拠とすることは理論的に誤りである。
- 4) 総額表示すれば、以下となる。  
 借方：責任準備金500 貸方：責任準備金戻入500  
 借方：支払保険金500 貸方：現金預金

5) 田中周二 (2006) 『保険数学と金融工学の接点』大阪大学金融・保険教育センター。「しかしながら、前提となる計算基礎率どおりに事態が推移してはじめて、加入してからキャッシュフローが満期時点で収支残がゼロになって辻褄が合うことになるため、計算基礎率の不確実性を考慮した場合には、当然のことながら過不足が生じることになる。このため、計算基礎率の設定に際しては、安全割増<割引> (safety margin) を考慮した保守的アプローチをとってきた。この方式は、世の中が安定しており、保険会社や年金基金を取り巻く環境の変化が小さい時代には、よく機能してきた。」  
[http://www-csfi.sigmath.es.osaka-u.ac.jp/seminar\\_workshop/abstract\\_tanaka.pdf](http://www-csfi.sigmath.es.osaka-u.ac.jp/seminar_workshop/abstract_tanaka.pdf)

6) このことを大数の法則による地理的空間におけるリスクの分散ではなく、時間空間におけるリスクの分散であると説明されることもある。

7) 井上武 (2003) 「保険の時価会計とディスクロージャーの強化」『資本市場クオータリー2003年春』野村資本市場研究所1-12。「仮に分離経理が日本でも必要になった場合、貯蓄積立金として明確になっているような保険商品や確定年金については、保険会社にとって売上が大きく損なわれることとなる。」[www-nicmr.com/nicmr/report/repo/2003/2003spr12.pdf](http://www-nicmr.com/nicmr/report/repo/2003/2003spr12.pdf)

8) 原文は以下の通り。In substance, the cedant has made a loan, which the reinsurer will repay in one installment of CU45 in year 5. (実質的には。再出者は貸付を行っており、これを再受者は5年目に45金額単位を一括返済することになる。)

9) 日本経済新聞「大成火災の経営破たん——取引まる投げ、リスク膨張」夕刊2001年12月7日

10) 日本経済新聞「東京海上40億円所得隠し、地震再保険巡り経費認められず、不服審査を請求。」夕刊, 2003年7月23日

11) 国税不服審判所は平成17年7月20日に裁決書（東裁（法）平17第18号）で、審査請求人である東京海上日動からの審査請求を却下した。現在、東京地方裁判所で、平成17年（行ウ）第586号法人税更正処分等取消請求事件（原告：東京海上日動火災保険、被告：国及び麹町税務署長）として係争中である。

12) 岡崎一浩 (2006) 「ファイナイト保険にかかる会計上の諸問題」『国際商事法務』国際商事法研究所第36巻6号

13) 日経金融新聞「米保険、A I G問題で激震——収入や準備金水増し、特殊な取引計上、長年の商慣行？」2005年3月31日

14) 日経金融新聞「震米保険業界（1）不正会計、底なし沼——当局の視線、日欧にも」2005年6月14日。

### 参考文献

富沢泰夫 (1997) 「財産異常災害リスクのセキュリティゼーション」『総研クオータリー』第22巻

[www-sj-ri.co.jp/issue/quarterly/data/qt22-3.pdf](http://www-sj-ri.co.jp/issue/quarterly/data/qt22-3.pdf)

吉澤卓哉 (2001) 『企業のリスク・ファイナンスと保険』千倉書房

岡崎康雄(2001) 「バミューダ市場の進展と米国市場の対応-A T Rが与えたインパクト」『総研クオータリー』第36巻

[www-sj-ri.co.jp/issue/quarterly/data/qt36-1.pdf](http://www-sj-ri.co.jp/issue/quarterly/data/qt36-1.pdf)

望月晃・牛窪賢一 (2001) 「新たな損害保険会計制度の構築」『総研クオータリー』第35巻

[www-sj-ri.co.jp/issue/quarterly/data/qt35-1.pdf](http://www-sj-ri.co.jp/issue/quarterly/data/qt35-1.pdf)

下和田功 (2004) 『はじめて学ぶリスクと保険』有斐閣

経理委員会国際会計基準P T (2004) 『保険契約の国際会計基準 損害保険会社における具体的実務と必要データ（中間報告書）』日本損害保険協会

- [www.sonpo.or.jp/archive/report/technology\\_mng/pdf/0001/book\\_ifrs20040319.pdf](http://www.sonpo.or.jp/archive/report/technology_mng/pdf/0001/book_ifrs20040319.pdf)
- スイス再保険会社経済調査コンサルティング部(2004)「国際財務報告基準の保険業界に与える影響」『シグマ』スイス再保険会社7/2004
- 横山登 (2005) 「ファイナイトの仕組みと会計・税務上の留意点」『旬刊経理情報』中央経済社第1103号41-44
- 産業構造審議会産業金融部会 (2005) 『中間報告－次世代の企業財務と産業金融機能のあり方について』経済産業省[www.meti.go.jp/press/20050804003/20050804003.html](http://www.meti.go.jp/press/20050804003/20050804003.html)
- 横山登 (2005) 「キャプティブの活用方法に迫る」『旬刊経理情報』中央経済社第1075号  
[www.sney.com/pdf/lc02\\_2005\\_02.pdf](http://www.sney.com/pdf/lc02_2005_02.pdf)
- リスクファイナンス研究会 (2006) 『リスクファイナンス研究会報告書』経済産業省  
[www.swissre.com/resources/a55cc600455c6a4987a7bf80a45d76a0-sigma7\\_2004\\_jp.pdf](http://www.swissre.com/resources/a55cc600455c6a4987a7bf80a45d76a0-sigma7_2004_jp.pdf)
- 竹濱修 (2006) 『ファイナイト保険の法的性質』立命館法学310号210-226

(2007年11月30日採択)